

○総務省告示第 号

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後

欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第12 投資その他の資産</p> <p>[1 略]</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「<u>第110</u> 連結の範囲」及び「<u>第120</u> 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「<u>第108</u> 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>[(5)～(10) 略]</p> <p>第15 固定負債</p> <p>[1 略]</p> <p>2 公立大学法人については、<u>前受受託研究費</u>（<u>受託研究費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められる<u>もの</u>、<u>前受共同研究費</u>（<u>共同研究費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められる<u>もの</u>、<u>前受受託事業費等</u>（<u>受託事業費</u>及び<u>共同事業費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。</p> <p>第16 流動負債</p> <p>[1 略]</p>	<p>第12 投資その他の資産</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「<u>第109</u> 連結の範囲」及び「<u>第119</u> 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「<u>第107</u> 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>[(5)～(10) 同左]</p> <p>第15 固定負債</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 公立大学法人については、<u>前受受託研究費等</u>（<u>受託研究費</u>及び<u>共同研究費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められる<u>もの</u>、<u>前受受託事業費等</u>（<u>受託事業費</u>及び<u>共同事業費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。</p> <p>第16 流動負債</p> <p>[1 同左]</p>

2 公立大学法人については、授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）、前受受託研究費（固定負債に属するものを除く。）、前受共同研究費（固定負債に属するものを除く。）、前受受託事業費等（固定負債に属するものを除く。）、預り科学研究費補助金等（科学研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）、預り金（預り施設費、預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。）及び公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）は、流動負債に属するものとする。

#### 第21 収益の定義

[略]

<注14>地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について資本取引として地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

#### 第41 セグメント情報の開示

1 公立大学法人以外の地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。

[削る]

[削る]

2 公立大学法人については、授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）、前受受託研究費等（固定負債に属するものを除く。）、前受受託事業費等（固定負債に属するものを除く。）、預り科学研究費補助金等（科学研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）、預り金（預り施設費、預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。）及び公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）は、流動負債に属するものとする。

#### 第21 収益の定義

[同左]

<注14>地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について資本取引として地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第89 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

#### 第41 セグメント情報の開示

1 地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、次のようなものとし、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。

- (1) 事業の種類別セグメント情報
- (2) 所在地別セグメント情報

2 事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示しうるようにしなければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。

3 所在地セグメント情報は、事業所別、施設別等事業活動の実態を適切に反映して開示するものとする。

2 公立大学法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。

3 開示すべき情報は、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、事業収益、事業損益、総損益、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とし、公立大学法人においては、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。（注37）

＜注37＞セグメント情報の開示について

1 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民、設立団体等の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

公立大学法人においては、同様の観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

なお、公立大学法人以外の地方独立行政法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位であり、具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。

2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な費用及び収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。

3 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、セグメント情報については、中期目標等における一定の事業等のまとまりご

[新設]

4 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。（注37）

＜注37＞セグメント情報の開示について

1 地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。

3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を

との情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。

4 公立大学法人においては、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。また、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。

#### 第55 負債の表示項目

1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(3) 略]

(4) 長期前受受託研究費 (公立大学法人に限る。)

(5) 長期前受共同研究費 (公立大学法人に限る。)

(6)～(12) [略]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(7) 略]

(8) 前受受託研究費 (公立大学法人に限る。)

(9) 前受共同研究費 (公立大学法人に限る。)

(10)～(23) [略]

#### 第57 貸借対照表の様式

[1 略]

2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

貸 借 対 照 表  
(平成〇〇年3月31日)

参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。ただし、公立大学法人については、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。

#### 第55 負債の表示項目

1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(3) 同左]

(4) 長期前受受託研究費等 (公立大学法人に限る。)

[新設]

(5)～(11) [同左]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(7) 同左]

(8) 前受受託研究費等 (公立大学法人に限る。)

[新設]

(9)～(22) [同左]

#### 第57 貸借対照表の様式

[1 同左]

2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

貸 借 対 照 表  
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

[ I ・ II 略 ]

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等 ×××

資産見返補助金等 ×××

資産見返寄附金 ×××

建設仮勘定見返運営費交付

金 ×××

建設仮勘定見返施設費 ×××

建設仮勘定見返補助金等 ××× ×××

長期寄附金債務 ×××

長期前受受託研究費 ×××

長期前受共同研究費 ×××

長期前受受託事業費等 ×××

長期借入金 ×××

公立大学法人債 ×××

債券発行差額 ×××

引当金

退職給付引当金 ×××

追加退職給付引当金 ×××

(何) 引当金 ×××

・・・ ××× ×××

資産除去債務 ×××

長期未払金 ×××

・・・ ×××

固定負債合計 ×××

資産の部

[ I ・ II 同左 ]

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等 ×××

資産見返補助金等 ×××

資産見返寄附金 ×××

建設仮勘定見返運営費交付

金 ×××

建設仮勘定見返施設費 ×××

建設仮勘定見返補助金等 ××× ×××

長期寄附金債務 ×××

長期前受受託研究費等 ×××

長期前受受託事業費等 ×××

長期借入金 ×××

公立大学法人債 ×××

債券発行差額 ×××

引当金

退職給付引当金 ×××

追加退職給付引当金 ×××

(何) 引当金 ×××

・・・ ××× ×××

資産除去債務 ×××

長期未払金 ×××

・・・ ×××

固定負債合計 ×××

II 流動負債

運営費交付金債務	×××		
授業料債務	×××		
預り施設費	×××		
預り補助金等	×××		
寄附金債務	×××		
前受受託研究費	×××		
前受共同研究費	×××		
前受受託事業費等	×××		
短期借入金	×××		
一年以内返済予定長期借入金	×××		
一年以内償還予定公立大学法人債	×××		
債券発行差額	×××	×××	
未払金	×××		
未払費用	×××		
未払消費税等	×××		
前受金	×××		
預り科学研究費補助金等	×××		
預り金	×××		
前受収益	×××		
引当金	×××		
(何) 引当金	×××		
・ ・ ・	<u>×××</u>	×××	
資産除去債務	×××		
・ ・ ・	<u>×××</u>		
流動負債合計		<u>×××</u>	
負債合計			×××

II 流動負債

運営費交付金債務	×××		
授業料債務	×××		
預り施設費	×××		
預り補助金等	×××		
寄附金債務	×××		
前受受託研究費等	×××		
前受受託事業費等	×××		
短期借入金	×××		
一年以内返済予定長期借入金	×××		
一年以内償還予定公立大学法人債	×××		
債券発行差額	×××	×××	
未払金	×××		
未払費用	×××		
未払消費税等	×××		
前受金	×××		
預り科学研究費補助金等	×××		
預り金	×××		
前受収益	×××		
引当金	×××		
(何) 引当金	×××		
・ ・ ・	<u>×××</u>	×××	
資産除去債務	×××		
・ ・ ・	<u>×××</u>		
流動負債合計		<u>×××</u>	
負債合計			×××



純資産の部

[ I ~ IV 略 ]

第64 損益計算書の様式

[ 1 略 ]

2 公立大学法人の損益計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

損 益 計 算 書  
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

経常費用

業務費

教育経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

研究経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

診療経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

教育研究支援経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

受託研究費

×××

共同研究費

×××

受託事業費

×××

教育人件費

×××

職員人件費

×××

・・・ ××× ×××

純資産の部

[ I ~ IV 同左 ]

第64 損益計算書の様式

[ 1 同左 ]

2 公立大学法人の損益計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

損 益 計 算 書  
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

経常費用

業務費

教育経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

研究経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

診療経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

教育研究支援経費

・・・ ×××  
・・・ ××× ×××

受託研究費

×××

受託事業費

×××

教育人件費

×××

職員人件費

×××

・・・ ××× ×××

一般管理費			
. . .	×××		
. . .	×××		
. . .	<u>×××</u>	×××	
財務費用			
支払利息	×××		
. . .	<u>×××</u>	×××	
雑損		<u>×××</u>	
經常費用合計			<u>×××</u>
經常収益			
運営費交付金収益		×××	
授業料収益		×××	
入学金収益		×××	
検定料収益		×××	
附属病院収益		×××	
受託研究収益		×××	
共同研究収益		×××	
受託事業等収益		×××	
寄附金収益		×××	
財務収益			
受取利息		×××	
有価証券利息		×××	
. . .	<u>×××</u>	×××	
雑益			
財産貸付料収益	×××		
(何)入場料収益	×××		
物品受贈益	×××		
. . .	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
經常収益合計			<u>×××</u>

一般管理費			
. . .	×××		
. . .	×××		
. . .	<u>×××</u>	×××	
財務費用			
支払利息	×××		
. . .	<u>×××</u>	×××	
雑損		<u>×××</u>	
經常費用合計			<u>×××</u>
經常収益			
運営費交付金収益		×××	
授業料収益		×××	
入学金収益		×××	
検定料収益		×××	
附属病院収益		×××	
受託研究等収益		×××	
受託事業等収益		×××	
寄附金収益		×××	
財務収益			
受取利息		×××	
有価証券利息		×××	
. . .	<u>×××</u>	×××	
雑益			
財産貸付料収益	×××		
(何)入場料収益	×××		
物品受贈益	×××		
. . .	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
經常収益合計			<u>×××</u>

経常利益		×××
臨時損失		
固定資産除却損	×××	
減損損失	×××	
災害損失	×××	
・・・	<u>×××</u>	<u>×××</u>
臨時利益		
固定資産売却益	×××	
(何)引当金戻入益	×××	
・・・	<u>×××</u>	<u>×××</u>
当期純利益		×××
目的積立金取崩額		<u>×××</u>
当期総利益		<u>×××</u>

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

[1 略]

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	-×××
人件費支出	-×××
その他の業務支出	-×××
運営費交付金収入	×××
授業料収入	×××
入学金収入	×××
検定料収入	×××
附属病院収入	×××
受託研究収入	×××

経常利益		×××
臨時損失		
固定資産除却損	×××	
減損損失	×××	
災害損失	×××	
・・・	<u>×××</u>	<u>×××</u>
臨時利益		
固定資産売却益	×××	
(何)引当金戻入益	×××	
・・・	<u>×××</u>	<u>×××</u>
当期純利益		×××
目的積立金取崩額		<u>×××</u>
当期総利益		<u>×××</u>

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

[1 同左]

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	-×××
人件費支出	-×××
その他の業務支出	-×××
運営費交付金収入	×××
授業料収入	×××
入学金収入	×××
検定料収入	×××
附属病院収入	×××
受託研究等収入	×××

共同研究収入	×××
受託事業等収入	×××
.....	×××
補助金等収入	×××
補助金等の精算による返還金の支出	-×××
寄附金収入	×××
小計	×××
.....	×××
設立団体納付金の支払額	-×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××

[Ⅱ～Ⅶ 略]

第75 行政サービス実施コスト計算書の様式

[1 略]

2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、  
1にかかわらず、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書  
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務費用

[(1) 損益計算書上の費用 略]

(2) (控除) 自己収入等

授業料収益	-×××
入学金収益	-×××
検定料収益	-×××
附属病院収益	-×××
受託研究収益	-×××
共同研究収益	-×××
受託事業等収益	-×××
寄附金収益	-×××
...	-×××
	-×××

受託事業等収入	×××
.....	×××
補助金等収入	×××
補助金等の精算による返還金の支出	-×××
寄附金収入	×××
小計	×××
.....	×××
設立団体納付金の支払額	-×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××

[Ⅱ～Ⅶ 同左]

第75 行政サービス実施コスト計算書の様式

[1 同左]

2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、  
1にかかわらず、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書  
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務費用

[(1) 損益計算書上の費用 同左]

(2) (控除) 自己収入等

授業料収益	-×××
入学金収益	-×××
検定料収益	-×××
附属病院収益	-×××
受託研究等収益	-×××
受託事業等収益	-×××
寄附金収益	-×××
...	-×××
	-×××

[Ⅱ～Ⅸ 略]

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

[(1)～(20) 略]

(21) 科学研究費補助金等の明細

(22) 預り手数料の明細 (申請等関係事務処理法人に限る。)

(23) 預り手当財源等の明細 (申請等関係事務処理法人に限る。)

(24) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第79 運営費交付金の会計処理

[1 略]

2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法 (以下「業務達成基準」という。) によって収益化を行うことを原則とする。

「収益化基準の単位としての業務」 (以下「収益化単位の業務」という。) とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とし、「注37 セグメント情報の開示について」で示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。

「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務の概念、関係性とは異なり、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」における一定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化

[Ⅱ～Ⅸ 同左]

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

[(1)～(20) 同左]

(21) 科学研究費補助金等の明細 (公立大学法人に限る。)

[新設]

[新設]

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第79 運営費交付金の会計処理

[1 同左]

2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。なお、公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。

単位の業務の「業務」は、同一の概念である。

なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含まない。

3 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。

(注55)

4 公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。

5 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。

6 中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。

7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

〔1〕 略〕

(2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債

[新設]

[新設]

3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。

[新設]

4 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

〔1〕 同左〕

(2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債

務) から収益に振り替える。(注56)

＜注55＞ 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について

- 1 運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておく必要がある。
- 2 収益化単位の業務は、P D C Aサイクル等の内部管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務とする。管理部門の活動についても、例えば部門別などの細かい単位に細分化することとする。
- 3 「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、理事長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。

理事長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。

＜注56＞ 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

- 1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、公立大学法人以外の地方独立行政法人については、業務達成基準により収益化を行うことを原則とし、公立大学法人については、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。また、公立大学法人については、授業料は、学生から負託された教育の経済資源であ

務) から収益に振り替える。(注55)

[新設]

＜注55＞ 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

- 1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。また、公立大学法人については、授業料は、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。

り、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。

2 公立大学法人以外の地方独立行政法人における業務達成基準による収益化は、具体的には以下により行うものとする。

(1) 収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。

(2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。

(3) 地方独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。

2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

- (1) 中期計画等及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。
- (2) 上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。
- (3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注51>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。
- (4) 公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとし



3 公立大学法人における運営費交付金の収益化については、公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。

なお、運営費交付金については、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。また、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化することができる。

4 管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられる。そのため、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、管理部門の活動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することを認める。

5 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付

て、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。

(5) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。

別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注51>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。

6 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。

7 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当該事業年度の業務の進行に応じて運営費交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

#### 第80 施設費の会計処理

[1 略]

2 施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注57)

<注57> [略]

#### 第81 補助金等の会計処理

[新設]

3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。

4 [同左]

5 [同左]

6 [同左]

#### 第80 施設費の会計処理

[1 同左]

2 施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注56)

<注56> [同左]

#### 第81 補助金等の会計処理

[1～3 略]

4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注58)

[(1) 略]

(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

<注58> [略]

第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

[1 略]

2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注59)

[3 略]

<注59> [略]

第83 寄附金の会計処理

1 地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注60)

寄附者がある用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定してなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費

[1～3 同左]

4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注57)

[(1) 同左]

(2) 当該資産が償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

<注57> [同左]

第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

[1 同左]

2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注58)

[3 同左]

<注58> [同左]

第83 寄附金の会計処理

1 地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注59)

寄附者がある用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定してなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費

用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2 上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

〔(1) 略〕

(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注61)

[3 略]

<注60> [略]

<注61> [略]

第84 サービスの提供等による収益の会計処理

地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入については、その実施によって実現したもののみを各期の収益として計上する。(注62)

<注62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて

地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。

第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理

地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注63)

<注63> [略]

用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2 上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

〔(1) 同左〕

(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注60)

[3 同左]

<注59> [同左]

<注60> [同左]

第84 サービスの提供等による収益の会計処理

地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入については、その実施によって実現したもののみを各期の収益として計上する。(注61)

<注61> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて

地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。

第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理

地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注62)

<注62> [同左]

第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注64）

<注64> [略]

第94 中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。

（注65）

<注65> [略]

第96 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

- 1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。（注66）
- 2 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するも

第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

<注63> [同左]

第94 中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。

（注64）

<注64> [同左]

第96 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

- 1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。（注65）
- 2 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するも

のとする。 (注66)

<注66> [略]

第97 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。 (注67) (注68)

2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。 (注68)

<注67> [略]

<注68> [略]

第98 申請等関係事務処理法人における区分経理に係る会計処理の原則

[1・2 略]

第99 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。 (注69)

[(1)～(5) 略]

[2 略]

<注69> [略]

第100 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

[(1)～(3) 略]

(4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書については、勘定相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。 (注70)

のとする。 (注65)

<注65> [同左]

第97 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。 (注66) (注67)

2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。 (注67)

<注66> [同左]

<注67> [同左]

第98 区分経理に係る会計処理の原則

[1・2 同左]

第99 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。 (注68)

[(1)～(5) 同左]

[2 同左]

<注68> [同左]

第100 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

[(1)～(3) 同左]

(4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書については、勘定相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。 (注69)

＜注70＞ [略]

第101 共通経費等配賦の原則

[1 略]

2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、每期継続して適用する必要がある、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注71)

＜注71＞ [略]

第102 財務諸表の開示方法等

[1～3 略]

4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注72)

[(1)～(5) 略]

＜注72＞ [略]

第103 設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則

法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解69、70、71及び72に準じて会計処理並びに注記を行う。

第104 [略]

第105 [略]

第106 設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第105により出資等に係る不要財産の

＜注69＞ [同左]

第101 共通経費等配賦の原則

[1 同左]

2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、每期継続して適用する必要がある、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注70)

＜注70＞ [同左]

第102 財務諸表の開示方法等

[1～3 同左]

4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注71)

[(1)～(5) 同左]

＜注71＞ [同左]

[新設]

第103 [同左]

第104 [同左]

第105 設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第104により出資等に係る不要財産の

納付を行った場合には、これに加え、注解66に準じて注記を行う。

#### 第107 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第104又は第106に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

#### 第108 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注73)

<注73> [略]

#### 第109 連結財務諸表一般原則

[1・2 略]

3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注74)

[4 略]

<注74> [略]

#### 第110 連結の範囲

1 地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注75)

[2・3 略]

<注75> [略]

納付を行った場合には、これに加え、注解65に準じて注記を行う。

#### 第106 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第103又は第105に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

#### 第107 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注72)

<注72> [同左]

#### 第108 連結財務諸表一般原則

[1・2 同左]

3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注73)

[4 同左]

<注73> [同左]

#### 第109 連結の範囲

1 地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注74)

[2・3 同左]

<注74> [同左]



#### 第111 連結決算日

[1 略]

2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注76)

<注76> [略]

#### 第112 会計処理の原則及び手続

1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注77)

[2 略]

<注77> [略]

#### 第113 [略]

#### 第114 [略]

#### 第115 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注78)

[2 略]

<注78> [略]

#### 第116 [略]

#### 第117 少数株主持分

[1 略]

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注79)

#### 第110 連結決算日

[1 同左]

2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注75)

<注75> [同左]

#### 第111 会計処理の原則及び手続

1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注76)

[2 同左]

<注76> [同左]

#### 第112 [同左]

#### 第113 [同左]

#### 第114 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注77)

[2 同左]

<注77> [同左]

#### 第115 [同左]

#### 第116 少数株主持分

[1 同左]

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注78)

＜注79＞ [略]

第118 [略]

第119 [略]

第120 関連会社等に対する持分法の適用

- 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注80)

[2～4 略]

＜注80＞ [略]

第121 表示区分

[1 略]

- 2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注81)

＜注81＞ [略]

第122～第129 [略]

第130 関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注82)

＜注82＞ [略]

第131 関連公益法人等の範囲

- 1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注83)

[2～4 略]

＜注78＞ [同左]

第117 [同左]

第118 [同左]

第119 関連会社等に対する持分法の適用

- 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注79)

[2～4 同左]

＜注79＞ [同左]

第120 表示区分

[1 同左]

- 2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注80)

＜注80＞ [同左]

第121～第128 [同左]

第129 関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注81)

＜注81＞ [同左]

第130 関連公益法人等の範囲

- 1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注82)

[2～4 同左]

<注83> [略]

第132 [略]

第133 連結セグメント情報の開示

[1 略]

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注84)

<注84> [略]

第134 [略]

**第15節** 合併に関する会計処理

第135～第139 [略]

第140 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第137の(1)又は第139の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

**第2章** 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解

第12 投資その他の資産

[1 略]

2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第107 連結の範囲」及び「第118 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

[(2)・(3) 略]

<注82> [同左]

第131 [同左]

第132 連結セグメント情報の開示

[1 同左]

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注83)

<注83> [同左]

第133 [同左]

**第15節** 合併に関する会計処理

第134～第138 [同左]

第139 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第136の(1)又は第138の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

**第2章** 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解

第12 投資その他の資産

[1 同左]

2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第106 連結の範囲」及び「第117 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

[(2)・(3) 同左]

(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第105 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

[(5)～(10) 略]

#### 第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 「第87 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

#### 第36 退職給付引当金の計上方法

1 退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。（注33）

[2～5 略]

<注33>

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第5条に従い退職給付引当金を分割計上し、かつ、その分割計上が終了していない場合であって、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行前の未経過の分割計上期間を引き継いだ期間内の一定の年数で費用として処理することを認める。この場

(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第104 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

[(5)～(10) 同左]

#### 第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

(3) [同左]

(4) [同左]

(5) [同左]

#### 第36 退職給付引当金の計上方法

1 退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。（注33）

[2～5 同左]

<注33>

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行当初の中期目標期間内で費用として処理することを認める。この場合、「第36 退職給付引当金の計上方法」の1に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。

合、「第36 退職給付引当金の計上方法」の1に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。

また、当該分割計上期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。

#### 第73 表示区分

1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額、引当外退職給付増加見積額及び機会費用に区分して表示しなければならない。

[2・3 略]

#### 第74 行政サービス実施コスト計算書の様式

行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書  
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

[I～V 略]

VI 引当外退職給付増加見積額                      ×××

VII [略]

VIII [略]

#### 第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理

[1～3 略]

4 中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。

5 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。

[(1)・(2) 略]

6 運営費交付金の会計処理についても、上記1から5までに掲げる処

また、当該中期目標期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。

#### 第73 表示区分

1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額及び機会費用に区分して表示しなければならない。

[2・3 同左]

#### 第74 行政サービス実施コスト計算書の様式

行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書  
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

[I～V 同左]

[新設]

VI [同左]

VII [同左]

#### 第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理

[1～3 同左]

[新設]

4 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。

[(1)・(2) 同左]

5 運営費交付金の会計処理についても、上記1から4までに掲げる処

理と同様に行うものとする。

#### 第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理

[1～3 略]

4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注59)

[(1) 略]

(2) 当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたもの若しくは重要性が求められるたな卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合には消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

[(3) 略]

[5 略]

#### 第87 退職給付に係る会計処理

1 退職給付債務については、「第36 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。

2 退職給付債務について、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定される職員について、公営企業型地方独立行政法人での勤務に係る退職給与は支給しない条件で採用しており、退職給与を支給しないことが公営企業型地方独立行政法人の給与規則等において明らかな場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。

3 公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入

理と同様に行うものとする。

#### 第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理

[1～3 同左]

4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注59)

[(1) 同左]

(2) 当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたものであるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

[(3) 同左]

[5 同左]

#### 第87 退職給付に係る会計処理

退職給付債務については、「第36 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。

公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入

れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

4 上記2の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。

第95 二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人における区分経理に係る会計処理の原則

[1・2 略]

第100 設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人における区分経理の原則

法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人においては、地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解69、70、71及び72に準じて会計処理並びに注記を行う。

第101 [略]

第102 設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、公営企業型地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体となくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第93及び第94に準じて会計処理を行う。

第103 設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第102により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解67に準じて注記を行う。

第104 重要な後発事象等の注記

れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

第95 区分経理に係る会計処理の原則

[1・2 同左]

[新設]

第100 [同左]

第101 設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体となくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第93及び第94に準じて会計処理を行う。

第102 設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第101により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解67に準じて注記を行う。

第103 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第101又は第103に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第105～第111 [略]

**第2款** 連結貸借対照表の作成基準

第112～第119 [略]

**第3款** 連結損益計算書の作成基準

第120～第123 [略]

**第4款** 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準

第124 [略]

第125 [略]

**第5款** 連結剰余金計算書の作成基準

第126 [略]

第127 [略]

**第6款** 関連公益法人等の情報開示

第128 [略]

第129 [略]

**第7款** 連結財務諸表の附属明細書

第130 [略]

第131 [略]

第132 [略]

**第15節** 合併に関する会計処理

第133～第137 [略]

第138 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第100又は第102に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第104～第110 [同左]

**第2款** 連結貸借対照表の作成基準

第111～第118 [同左]

**第3款** 連結損益計算書の作成基準

第119～第122 [同左]

**第4款** 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準

第123 [同左]

第124 [同左]

**第5款** 連結剰余金計算書の作成基準

第125 [同左]

第126 [同左]

**第6款** 関連公益法人等の情報開示

第127 [同左]

第128 [同左]

**第7款** 連結財務諸表の附属明細書

第129 [同左]

第130 [同左]

第131 [同左]

**第15節** 合併に関する会計処理

第132～第136 [同左]

第137 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸



借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第134の(1)又は第136の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第133の(1)又は第135の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。ただし、第1章第2節第15の改正規定及び同章第16の改正規定、同章第5節第55の改正規定及び同章第57の改正規定、同章第6節第64の改正規定、同章第7節第67の改正規定、同章第9節第75の改正規定並びに同章第11節第84の<sup>へ注61</sup>の改正規定（「ただし」を「ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては」に改める部分に限る。）は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。

2 地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第四条第七項の規定の適用を受ける地方独立行政法人は、前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の第1章第4節第41及び第41の<sup>へ注37</sup>の規定を、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に設立団体の長が同法第三条の規定による改正前の地方独立行政法人法第二十五条第一項の規定により地方独立行政法人に指示している同項に規定する中期目標の終了後、最初に行われる中期目標から適用することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、この告示による改正後の第1章11節第79並びに第79の<sup>へ注55</sup>及び<sup>へ注56</sup>の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計から適用することができる。